

海上自衛隊非常勤隊員（障害者雇用）募集案内

海上自衛隊では、以下のとおり非常勤隊員（障害者雇用）を募集します。

1 採用人員、職務内容等

採用人員	勤務先	職務内容	任用期間（予定）
1名	防衛省 海上自衛隊 東京業務隊 （市ヶ谷）	一般事務の補佐 ○ パソコンを使用したデータ入力等簡易な資料作成 ○ 登録されているデータと書面の確認作業 ○ メールの送信、コピー、シュレッダー、ファイリング等の庶務的な業務等 ※ 具体的な業務内容は、適性に応じて調整します。 ※ 電話対応は必須ではありません。	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日 （更新の可能性あり）

2 応募期間

令和3年12月17日（金）～令和4年1月14日（金）（必着）
※応募書類については、必ず簡易書留による郵送で提出してください。

3 応募資格

- ・基礎的なエクセル、ワード等のパソコンの技能を有していること。
 - ・次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けていること（雇用期間において有効であることが必要）
- ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
- イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が公布する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- ウ 精神障害者保健福祉手帳

ただし、次のいずれか一つに該当する者は、この試験を受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることができなくなるまでの者
 - ・ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 応募手続

提出書類	提出数	提出先
海上自衛隊非常勤隊員採用申込書(写真貼付) ※海上自衛隊ホームページよりダウンロードをお願いします。	1通	〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省海上自衛隊東京業務隊 総務科人事係担当

- ※1 写真規格：申込前6か月以内に撮影されたもので、脱帽、正面向き、上半身のもの。
- ※2 通勤・業務遂行上、合理的配慮が必要な方はお申し出ください。
- ※3 就労支援機関をご利用の方は支援機関のパンフレット及び担当者が分かる書類を同封してください。
- ※4 提出された書類等は返却しませんので、あらかじめご承知おき下さい。提出された書類等は厳重に管理し、本件採用活動以外には利用しません。また、本件採用活動終了後は適切に破棄いたします。

5 試験項目、試験日及び試験地

- (1) 第1次選考 書類選考：令和4年1月末を目途に、書類選考合格者に試験案内等を送付いたします。
- (2) 第2次選考

試験項目	試験日（予定）	試験地
面接試験	令和4年2月9日(水)予定 (詳細は第1次選考合格者に別途連絡)	海上自衛隊東京業務隊 防衛省内 E2棟1階大会議室 (東京都新宿区市谷本村町5-1)

※ 就労支援機関のご担当者のご同行が可能です。同行を希望される方は、応募の際にその旨記載してください。

6 最終合格者の発表

令和4年2月下旬、合格者に対して結果をお知らせします。

7 採用後の処遇等

(1) 身分

海上自衛隊非常勤隊員（事務補佐員）として採用。

(2) 給与

ア 時給 1,110円 ～ 1,223円（経験年数等を勘案して決定）

イ 通勤手当（月額55,000円以内）、期末・勤勉手当が規則に応じて支給されます。

(3) その他

ア 健康保険、厚生年金、雇用保険は、原則として加入していただきます。

イ 任用期間終了後、勤務実績等に応じ2回まで公募によらない更新の可能性があります。

8 勤務時間及び休暇

(1) 勤務時間等

原則、8時30分～17時15分の間（休憩時間：12時00分から13時00分まで。）

※ 一週間当たり30時間程度から応相談。

土曜、日曜及び祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。

(2) 休暇

一定の期間勤務した場合に年次休暇が付与されます。

その他の休暇についても、規則に応じて付与されます。

9 その他

(1) 一週間あたりの勤務時間により、手当・加入保険等の処遇が異なる場合があります。

(2) 受験のための旅費、宿泊費等は支給されません。

(3) 職場見学を希望される場合は、下記までお問い合わせ下さい。

連絡先 防衛省海上自衛隊東京業務隊 総務科人事専門官 電話：03-3268-3111 内線 57521 (担当) 生田 (いくた) 事務官
